## 地域再生計画の認定の取消しについて (公示)

地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 8 月 31 日付けで地域再生計画の認定を取り消したので、同条第 4 項で準用する同法第 5 条第 18 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

番号	作成主体名	地域再生計画の名称	地域再生計画	支援措置の名称	当初認定に係る
	(地方公共団体)		の区域の範囲		内閣府公示番号
1	静岡県伊豆市	「魅力的な職の誘致」と「コミュニティの活性化」による、人の流れを呼び込む好循環構築計画	静岡県伊豆市の全域	まち・ひと・しごと創生交付 金 (地方創生推進交付金)	令和 4 年地再認定第386号